

環境 CSR としての森づくり事業への法的規制を考える ——環境 CSR がよりの確に行われるための手法の一考察——

神山 智美 (kohyama.satomi@d.mbox.nagoya-u.ac.jp)
〔名古屋大学〕

Considering the legal regulation of forestry management project as CSR for environment: Legal regulation for voluntary initiative and ecosystem healthy

Satomi Kohyama

Graduate School of Environmental Studies, Nagoya University, Japan

Abstract

We know not a few industries and corporations work forest management projects for global warming mitigation as one of the CSR (Corporate Social Responsibility). Though their impacts on Japanese natural resources conservation and regional activation are huge, they are not guaranteed any sustainability and propriety of content since these approaches belong to voluntary initiative legally. Therefore, in summarizing the actual forest management projects' present circumstances and CSR itself, I suggest that any forest management projects' subjects should be encouraged keeping "public interest" "sustainability" "regionality" under the Forest and Timber Fundamental Act (Rev.2001). With recent progress in densely populated in some large cities and depopulation in remote rural areas, forest management project as CSR is getting more significant. The industries and corporations, which could operate the majority of human and material resources, can be asked for the adequate sense of ecosystem healthy and the voluntary initiative to proceed their forest management project as CSR. On that I try to propose the legislation "Forest Management Trust and Consignment Contract Act" which offers any new forest management project' subjects signed a long-term contract with forest owners for well conservation stability and its reliability, and the establishment of public scheme "Agreement" with effectiveness and reliability for indirect forest management project support.

Key words

CSR (corporate social responsibility) for environment, forest management trust and consignment contract act agreement, public scheme, carbon-offset

1. はじめに

環境基本法は、企業は事業活動のすべての段階における環境保全の配慮、環境負荷の低減をはかるべき責務を負っている（第8条）として、企業活動が今日の環境汚染・自然破壊に寄与していることを認めるとともに、企業という人的・物的資源の集積機構がその機動力をもって環境問題を解決する主体として機能しようとしている。

こうした企業活動については、環境影響評価などの事前手続によって負の影響を避ける試みや、生態系破壊の損害賠償責任などを事業者に課す原因者（汚染者・加害者）負担の議論も発展してきている。これらは、いずれも環境負荷を低減し、持続可能性を確保するには望ましいとされている。

そこで本稿では、企業が環境に関する社会的責任（Corporate Social Responsibility、以下 CSR と略す）の一環として進めている「森づくり・森林管理」を取り上げ、以下のように検討する。

はじめに、①国内で進められている環境 CSR としての

森づくりの現状を踏まえ、②日本にはどのような森林がふさわしいのかを持続的森林管理の視点から考え、企業が遵守すべき条件を定める。そして③昨今の環境 CSR の活性化の背景からそもそもどうして企業が参入するようになったのかということ踏まえ、④あるべき「環境 CSR」としての森林管理への法的ルールづけを考える。

ところで、森林政策と林業政策については重複する部分が相当程度ある。森林・林業基本法（以下、基本法と記す）においては、「森林の多面的機能の持続性発揮」のために資源政策としての「森林政策」が明記されるとともに（第2条）、「森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ」として私有林での林業生産活動を支援する産業政策としての「林業政策」が位置づけられている（第3条）。したがって、森林政策の基本理念は「森林の多面的機能の持続的発揮」であり、この理念に基づいて林業政策との調整が必要に応じて図られることとなる（森林・林業基本政策研究会、2002）。

よって、本稿における「森林管理」とは、基本法の理念に従い、「森林の多面的機能の持続的発展」を目的とする経営主体の諸活動を指すものとする。なお、本稿は特に国内の「森林の多面的機能の持続的発展」のための森林管理の確立を重視する視点から考えるものとし、海外における企業のクリーン開発メカニズム（Clean Develop-

ment Mechanism) 植林 (吸収源 CDM) については触れないこととする。

2. 企業が環境 CSR として進めている森づくりの現状

近年、多くの企業が環境 CSR の一環として地球温暖化防止を主たるねらいとする森林活動に取り組んでいる。その内実は大企業が複数の箇所で、しかも比較的大面積で実施している場合が多い。

国内における取り組み事例として以下に数点例示する。岐阜県高山市の家具製造会社であるオークヴィレッジ社は「子ども一人、ドングリー粒」の合言葉のもと NPO 法人「ドングリの会」を支援し、全国で植林活動に努めている (NPO 法人ユナイテッド・フィーチャー・プレス, 2008)。同じく製紙業界上位 2 社の王子製紙と日本製紙においても、両社のホームページを検索すると、木材生産と社会貢献のために国内の社有林を経営している旨がアピールされている (王子製紙株式会社・日本製紙株式会社, 2009)。また、アサヒビールは、ビールを農産物であるとして、漁業が森から始まるようにビールづくりも森から始まると「アサヒの森」づくりにいそしんでおり (東洋経済新報社, 2008)、他方キリンビールは、「キリンビール水源の森づくり」としてビールの最も重要な原料であり、生活にも欠かせない水資源を守るための活動として森づくりを位置付けている (キリンビール株式会社, 2009)。更に紙を多く用いるとしている日本生命は「ニッセイの森」を全国 173 カ所に展開しているし (東洋経済新報社, 2008)、複写機メーカーのリコーも国内外 9 カ所で森林生態系保全プロジェクトを実施する (足立, 2008)。そして、別子銅山事業による森の荒廃を大きな反省点として国土報恩の精神で大造林計画を実践し、国土の 1000 分の 1 に及ぶ森林を維持管理している住友林業もある (住友林業株式会社, 2008)。

このような企業の森づくりは、2004 年度以降 CSR 活動の一環として急増した (上田, 2008) との指摘もある。これらの環境 CSR をその運営理念から分類するとすれば、以下の 3 つとなる。1 つめに「原材料循環活用型」であり前述の例では家具製造会社や住宅会社、製紙会社が挙げられる。2 つめに「製品イメージ重視型」であり、「水」を用いるビール会社や「紙」を用いる生命保険会社や複写機メーカーなどがこれにあたり、原材料として直接活用するというよりは製品のイメージをより良くするための効用が高い。3 つめに、「企業理念アピール型」であり、1 つめ 2 つめのものと重複する業種でもあるが、別子銅山の反省を踏まえての住友林業のように、過去の反省を隠さずにあえて変革的かつ先進的に取り組む企業理念として前面に出すものがある。

1 から 3 までその順に各企業にとっては原材料の供給源としての「森」に依拠する部分が大いなのであるが、たとえ 3 の「企業理念アピール型」のみに属するものであっても、ひとたび着手すればその国土や周辺環境に与える影響は大きく、「森林の多面的機能の持続的発展」のため

の森林管理が求められる。

3. 企業の森林管理に求められるもの

では企業には具体的にどのような森林管理が求められるのであろうか。ここでは森林政策の基本理念である「森林の多面的機能の持続的発展」の視点から考える。

ここで「森林の多面的機能の持続的発展」とは、基本法第 2 条の「基本理念・森林の有する多面的機能の発揮」によれば、その第 1 項で「その有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能」を「森林の有する多面的機能」と称し、これが「持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に欠くことができない」として、「将来にわたって、その適正な整備及び保全が図られなければならない」としている。続く第 2 項では、山村の振興への配慮として、(森林政策が林業政策と重複する部分ではあるが、) 森林管理を担う山村の果たす役割の重要性と山村を取り巻く諸問題に鑑み、森林・林業政策の推進においては、山村の振興が図られるよう配慮すべき規定を記している。

この森林政策の基本理念によれば、「森林の多面的機能の持続的発展」のための森林管理には、森林所有者の使用収益のみに係るものではない国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止等の多面的機能を発揮する「公益性」、そして、それを持続的に発揮させる「持続性」、更には森林の管理を担う者が森林の周辺に居住し活動を継続することを通じて森林を適正に整備・保全してゆくという「地域性」が求められるといえる。

「公益性」「持続性」「地域性」は、基本理念に則るべき国、地方公共団体、森林所有者等の森林の管理主体には求められている (第 4 条、第 6 条、第 9 条)。さらに、森林の整備等への国民の関心は高まってきており、森林の整備を目的としたボランティア団体や法人組織が増加してもいる。このような「国民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動」による取組が活発に行われるように国が支援する旨が、基本法第 16 条に記されている。この場合、森林の整備及び保全に関わる主体の一つであるそれらの事業者や民間団体にも、基本理念に則ることが望まれているのであり、それは国が支援することからもうかがえる。そのため、当該条文の「事業者」にあたる企業にも、森林の管理主体の一つとして、「公益性」「持続性」「地域性」の確保のための配慮が求められるといえる。

4. 環境 CSR との関わり

基本理念から望まれるこれらの「公益性」「持続性」「地域性」の確保をいかに担保するかを考えるにあたり、多くの企業が森づくりというものに参入しはじめた背景を考えたい。もとよりそこには、環境 CSR という旗印があるのであり、「ECO」が一つの公共広告となっており、そ

れを推進している企業は良い企業であるという社会的合意のもとで、比較的安易に森づくりが推進されてきている実態があるからである。

そもそも CSR に関する議論は新しいものではなく、1960年代から70年代にかけて盛んに論じられた経緯がある。しかし、80年代以降は景気後退の影響もあり、議論は沈静化しているが、2000年前後を境に再び注目を集めている。現在では CSR が「環境や社会への配慮が企業価値につながるという因果関係」と捉えるか、それとも「利益追求との両立を図るべきチャレンジ」と捉えるかの違いがある（水口，2004）との指摘もふまえて、日本型 CSR はどうあるべきか模索されている。その論点の一つに、森林をはじめとする日本の自然資源、歴史、文化という多様な公共財の位置づけと今後の維持管理の問題もある。

殊に CSR を環境問題に関連させて展開することについては、以下の背景がある。「持続可能性」という概念が1990年代後半以降に、従来からある企業社会責任論や企業倫理等の概念と結びついて、これからの企業経営を考える上で重要なキーワードとなってきた（加賀田，2004）。現在では「持続可能性」のある社会を実現化するためには、事前に環境配慮をせねばならないという認識が広まっており、企業の産業活動の在り方が問われてきている。

具体的には、限りある資源と生態系を保持し、人間の活動における環境負荷を抑制して持続可能な社会を形成するために、今日の社会・産業構造を環境保全型・資源循環型に転換する必要がある。企業は現代産業社会における経済活動の最も重要な部分である財とサービスの生産・提供という役割を担っており、持続可能な社会の構築のために企業が積極的な役割を果たしていくことの期待と圧力は増しているといえる（加賀田，2004）。

とりわけ森づくりに関しては、森林管理の伝統的な担い手の活動が衰退している実態があり、新たな担い手の創出が求められている。改正森林法（2004年4月1日施行）は「要間伐森林制度」を改善（第10条の10、11）して、市町村長の勧告・裁定により森林所有者に自己所有の森林の間伐を促進する制度を導入している。しかしながら、当該制度の運用実態は、市町村長が自分の村民に対し、お前の山は間伐が足りていないと明言するのは難しく、市町村職員も減る一方で、十分には機能していないようである（林野庁造林間伐対策室よりの2009年7月21日付け回答）。また、現代では入会地制度（自然的社会的共通資本管理・コモンズ）や地元の管理主体が崩壊しており、外部からの参入が可能、もしくは必要ともされている（森林・林業基本法第8条に「森林に関する団体」が追加された）。

更に、企業の姿勢も変化してきており、日本自然保護協会の機関誌『自然保護』（2008年7・8月号）には、「健全な事業が自然環境を維持する・経営方針の「舵」を切ろう」という特集が組まれている。そこには、大企業が自然環境に負荷をかけないことは当然の姿勢になってきたこと、さらに自然環境に対しコストをかけずに収益を

上げてきた事業では「ツケ」の清算から始め、営みの中でどこかの自然に恩返しをすることが「きちんと」仕事をするなりわいであると評されている（日本自然保護協会，2008）。

このように内発的かつ外発的要因によって活性化してきている環境 CSR の一環としての森づくりであるが、事業主体である企業の収益状況によっては森づくり事業からの撤退も余儀なくされかねないことや、森づくり事業のなかでも植林等のパブリシティ性のみが重視されかねないことが懸念されるのであり、活動の継続性や森林管理妥当性への不安（上田，2008）と、地域への還元（小林・宮林，2008）は課題として指摘されている。

そのため、環境 CSR が森づくりという分野においても履行されることは社会的にも有用であり、それが「公益性」「持続性」「地域性」を発揮できるようにサポートする法整備が望ましい。それには、森づくり事業という環境 CSR の性質として、①企業の取り組みの任意性と②自然の循環系への直接関与、という性質を念頭に置く必要がある。

4.1 企業による森づくりの任意性

1点目は、当該事業の任意性である。森づくり事業は、法的には自主取組にあたり、あくまでもそれに対する規制は自主的イニシアティブを阻害しないように努める必要はある。しかし、自主取組とはいえ経営的リターンとして、「法令順守、企業倫理、顧客満足向上、環境対策、人材育成の強化、地域貢献といった取組を統合して、企業競争力を獲得していくこと」「企業を取り巻く利害関係者からの監視や期待に敏感であり、それに的確に対応していくことで、企業競争力を獲得していこう」という明確な意思が CSR には確認される（足達，2004）ため、まったくの「慈善活動（企業が社会貢献活動を通じて、その活動の受益者に一方的に還元すること）」ともいえない。

ここで特に企業による森づくり事業の経営的リターンを挙げるとすれば、小林紀之（日本大学大学院）による次の2点が挙げられる（小林，2008）。1点目に森林保全や温暖化防止に対する CSR 活動を企業評価のプラス面に活用できることである。筆者の林野庁担当者へのヒアリングによれば（2009年1月30日）、林野庁としては個別の企業の森の CO₂ 吸収量を管理しているわけではないようであるが、先進的な自治体においては「CO₂ 吸収証書」によって企業の貢献を数値化し、CSR 報告書や企業 PR に具体的に示すことも可能であろう。2点目に従業員や組合員の環境教育やレクリエーションの場としての活用や、地元住民との交流があげられる。

このように森づくりは自主取組とはいえ、企業が企業自身に課した責務であるということ、更には各種の温暖化対策のなかでも敢えて森づくりに参入する限りは経営的リターンも含め考えられているとみることも可能であり、自主性を尊重しつつも何らかの規律に従うようにする必要はある。

4.2 森づくりによる自然の循環系への直接関与

2点目は、自然の循環系に直接関与する「環境保全の取組」という点である。すなわち、自然環境の劣化と低減・生態系の攪乱等といわれるものは「気候」「生態系」を含む自然の循環系を介して人間に悪影響を与えている。そこで、一般に自然の循環系に直接関与する企業活動に、公害法の蓄積の成果である「環境負荷低減のための技術開発・新技術を実施採用すべき企業の社会的責任」や、「結果回避義務」、「健康被害の予見義務」などを課すことができれば十分ともいえる。しかしながら、これらの責任や義務は、人の生命・健康への被害が問題となってきた公害法ゆえに、更にその実定法整備の不十分さゆえにゆえに認められてきたといえる。そのため、自然の循環系に直接関与する諸活動とはいえ、実定法に文言がないままにこれらの責任や義務をそのまま企業活動の自然環境への責任として適用するには無理がある。

とはいえ、対象は森林という国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止等の多面的機能を発揮するものであるだけに目先の利益のみ追求する無責任なものであってはならず、森林・林業基本法第2条の「基本理念・森林の有する多面的機能の発揮」のための努力義務は常に課されるといえる。

5. 責任ある引受のためのルールづくり

以上のように企業による森づくりは、その自主性を尊重する必要はあるものの、自然の循環系への直接的な影響を与えるものでもあり、何らかの規律に従うことが必要である。

しかし、環境 CSR そのものは報告や活動継続の義務もないものであり、規制はおろかルール作りすらなされないままに広がっているのが実態である。それゆえ、事業そのものの任意性を生かして自主的イニシアティブを阻害しないような配慮をしつつも、自然の循環系が円滑に働くという課題を克服し、社会に対する「公益性」「持続性」「地域性」を確保する必要がある。

そのため、森づくり事業を担う企業主体に責任ある引き受けを促進するための、ルール作りの基準と仕組みを以下で検討する。なお、ここでは企業の森づくり活動を、①企業自らが森林所有者との私人間契約を結び森づくり事業を実施・展開する場合と、②森づくり自主協定プログラム等に企業が参加する場合、例えば、カーボンオフセット⁽¹⁾の仕組みを導入してカーボンオフセットプロバイダー事業者に出資したり、公的主体や第三者機関が主体となる森づくりプロジェクトに助成・協賛する⁽²⁾パートナーズ制度等に加入する場合に分けて、順に検討する。

5.1 企業が森林所有者との契約により森づくり事業を実施・展開する場合

まず①企業主体が森林所有者との私人間契約を結び森づくり事業を実施・展開する場合は、対象となる山林は所有という形態をとるのではなく、森づくり事業契約というものによって森林所有者から森の管理を引き受けて

いることになる。ここで小林克己・宮林茂幸両氏の山梨県小菅村を例とする調査と考察によると、「契約期間が短いため、対象地の長期的な森林整備計画を検討したうえで行う必要がある（小林・宮林，2008）」との指摘があり、地域に根差し（＝「持続性」「地域性」の確保）、長期的に対象地の「公益性」を考えていくためにはこの契約に何らかのルールを定めることが有効である。

まず、現に行われている森づくり契約の法的性質は、(1)当事者の意思表示に基づくものであるということ、(2)あるものを受け取り無償で使用・収益をなした後に返還を約するものではないこと、(3)注文者が存在しないこと、(4)法律行為を目的とはしないことから、概ね準委任にあたるといえる。すなわち、法律行為ではない森づくりという事実行為の事務の委託について委任の規定が準用される（民法第656条、以下条文は民法）。

ここで準委任として、次の3点の義務が受任者に発生することが確認できる。1点目として、受任者である企業には、644条の善管注意義務が発生する。これには有償・無償を問わず、更に、委任契約は相手方の人格・識見・知能・技能等を信頼する精神的要素を中核とするという性質上、この当事者の相互信頼関係が、受任者の善管注意義務をも必然的に要請していると考えられている。ゆえに受任者の企業には無償の準委任であっても善管注意義務を有するといえる。

2点目に、受任者自らが事務の処理に当たる義務を有する。もちろん受任者は、現実には104・105条を準用して自己の手足として履行補助者を用いることは可能であるが、直接の受任者である企業は原則として、自らが事務の処理にあたらねばならない。

3点目に、付随義務として事務処理という基本義務のためにその状況を報告する義務（645条）、受領した物を引き渡すべき義務（646条）、委任者に引き渡すべき金銭を消費した場合に責任を負う義務（647条）を負う。他方、委任者は費用前払い義務（649条）、立替費用償還義務（650条Ⅰ項）、債務の弁済または担保供与義務（650条Ⅱ項）、損害賠償義務（650条Ⅲ項）を負う。しかしこれはそもそも委任者は受任者に対してなら経済的負担をかけない義務を負う意図によって定められているものであり、本稿で検討している企業の環境 CSR とは性質を異にするといえ、双方の義務の相殺可能性（最判昭47.12.22）⁽³⁾や、新たな費用負担の規範定立を検討する必要がある。

しかしながら準委任契約の直接適用では森づくりという内容からそぐわない部分もあり、以下に挙げる2点の修正を要するといえる。すなわち、準委任契約は、各当事者においていつでも解除すること、いわゆる無理由解除が認められている（651条Ⅰ項）。これは当事者双方の特別な対人的な信頼関係を基礎とする契約であるから、自己の信頼できない受任者にその事務を処理せしめ、または自己の信頼できない委任者のために事務を処理することの耐えがたさを勘案したものである。だが、環境 CSR は、法人と森林所有者の契約でありそれも法人側からの任意の申し出であること、更にいわゆる受任者の利

益にもなっている委任契約であり、まして森づくりは長期的なヴィジョンに基づく森林管理計画に基づき経営されるものである。それらの性質から解約に一定の制限がある委任契約といえるのであり、受任者からの一方的な解約権放棄の特約ないしは撤退禁止条項というべきものを設けて 651 条 I 項の制限をする必要がある。

なお、651 条 II 項の当事者が相手方に不利な時期に解除した場合の損害賠償義務は双方が負わねばならないが、但書にこの限りでないといわれる「やむを得ない事由があったとき」についても、細かな基準づくりが求められる。というのも、昨今では経済不況のなかで企業の収益が激減しており「収益悪化」を理由として人件費を含む多くの経費が抑制されている実情はあるが、とはいえいったん開始した森づくりから安易に撤退することも、管理をおろそかにすることも許されないからである。

そこでより当事者間の長期的な予測と信頼を確固たるものとするために、民法の特別法である「森林管理業務委託契約法（仮）」というものの制定が必要ではなかろうか。事実、森林組合と森林所有者が包括的なものながらも「森林管理業務委託契約」を交わしたことで、森林の将来像が描け、方針が確定し、関係者の足並みが揃った岐阜県東白川村の例もある（安江，2009）。この新法には「公益性」「持続性」「地域性」発揮のための準委任を基調とした森林管理契約規定が、併せて付則としてモデル契約書というものが規定されることが求められる。

5.2 森づくり自主協定プログラム等に企業が参加する場合

次に②の森づくり自主協定プログラム等に企業が参加する場合については、森づくり事業が自然の循環系への直接的な関与であり、継続性・安定性を重視すれば、一定の拘束力を持った仕組みが望ましい。そこで、あらかじめ行うべきことを公的に定めておく仕組み（自主参加による公的スキーム）や個別に行政が関与しつつ自主協定を結ぶ仕組み（倉阪，2008）に、より多くの企業が参加することが望ましい。そのためには、推奨プログラムの品質保証と取引安全が確保されていることはもとより、出資する企業にとって継続的に出資するに値する何らかの魅力が必要でもある。

ここで参加する企業が当該自主協定プログラムにまずもって求めることは、実際の森づくり事業が「公益性」「持続性」「地域性」を保持していることを確認しやすいことである。具体的には、参加企業が株主等に担うべき説明責任が果たされるよう、計画立案・実施・評価の仕組みがあることといえる。特に評価については確実に高い監視と検証があることが望ましい⁽⁴⁾。

それに対して、自主協定プログラムの実施主体は、多くの企業がより継続的かつ安定的に参加することを望んでいる。そのためには環境 CSR があくまで任意のものであるため、企業が参加や協賛することに魅力を感じるような仕組みを構築していくことが必要となる。具体的には、CO₂ 吸収量を証明して社会貢献をアピールできることや、地方自治体の森林環境税等の当該企業への負担軽

減等である。

こうした自主協定は、地方自治体を中心としたものが高知県、和歌山県、大阪府、京都府等に散見され、いずれも企業や組織と自治体、森林組合などが自主協定を結んで、企業の協賛金をもとに森林整備を行う仕組みとして運用されている。希望する企業には対象森林の CO₂ 吸収量を証明する CO₂ 吸収証明書を発行し、温暖化防止と森林整備の両方に貢献する仕組みとして注目されている。

ことに、高知県は平成 15 年度から全国に先駆けて森林環境税を導入し、平成 17 年度から環境先進企業との「協働の森づくり」事業をスタートさせている。この「協働の森づくり」では、基本的には企業と市町村、高知県がパートナーズ協定を結んでいる。協定では、協定期間やフィールドの森林、活動内容という基本的事項が決められており、協定期間は 3 年以上として企業から協賛金として森林整備費用が拠出される旨が明記されている。また、地域との交流、企業の従業員と地域の人の交流も事業の柱の一つであり、現在（平成 21 年 2 月）までに 36 の企業・団体と協定が結ばれている（高知県文化環境部環境共生課，2009）。契約規模は、7 ha から 3 万 ha 余りと多種多様であるが、それでも協定期間は 3 年以上の規定にも関わらず、36 企業・団体のうち 10 企業・団体、それも契約規模の大きいものほど 4 年以上の協定が締結されている点が、特に「公益性」「持続性」の面で評価できる。更に、地元企業との締結も多く、地域と企業が協働で取り組む地域再生、すなわち「地域性」という貢献も評価できる。

6. 終わりに

企業が環境 CSR としての森づくり事業において、社会に対する「公益性」「持続性」「地域性」という責務を確保するための考察を試みた。林業従事者の減少と高齢化が問題なる中にありながら、荒廃した人工林を整備してゆくことの公益的、地域的、持続的価値は高く、人的・物的資源を保持する企業が森づくりに尽力する意義は大きいといえる。ゆえに地球環境問題への取組の必要性が社会的合意となるなかで、環境に良いとされることが確実に根付き奏功するための仕組みを考えてゆくことが必要である。よって、既に始まっている企業の手による森づくりに企業と森林所有者の間に「森林管理業務委託契約」を締結して当事者間の長期的な予測と信頼を確固たるものとするのが、そして始められつつある一定の強制力を持った自主協定等の公的スキームには、実効性と信頼性確保が、いずれも早急に求められている。

注

⁽⁴⁾ 環境省、カーボンオフセットのあり方に関する検討会（第 5 回）資料 1（2008 年 1 月 22 日）によれば、カーボンオフセットとは、日常生活で努力しても削減できない排出量を、他の場所や他の活動による排出量の削減や吸収量の増加によって埋め合わせる（相殺する・オフセットする）手法である。具体的には、温室効果ガスの排出量を二酸化炭素の量で計算し、さらに価格

に換算し、それに見合う金額を「クレジット」として植林や森林保全、あるいは排出削減プロジェクトに投資することで排出量を相殺する仕組みである。

- (2) 例えば群馬県の赤谷の森の「AKAYA プロジェクト」の事業の一部に数年協賛・出資する CSR 活動が挙げられる。日本自然保護協会編「AKAYA プロジェクト 5 年間の取り組み」『自然保護』No.508,2009 年, 22 頁
- (3) 最判昭 47.12.22 (民集 26 卷 10 号 1991 頁) は受任者の有する代弁済請求権と委任者の受任者に対する金銭債権との相殺を否定している。
- (4) 確実に透明性の高い監視と検証については、当該森づくり事業が第三者機関による検証を受けることで持続的な森林管理の対象地であるということを証明する方法もある。例えばオフセット・クレジット (J-VER) 制度において森林管理プロジェクトの申請受付が 2009 年 5 月 8 日に開始されている (気候変動対策認証センター, 2009)。

戦東洋経済臨時増刊, 2008/2/20, 50-53.

日本自然保護協会 2008 特集健全な事業が自然環境を維持する自然保護, No.504, 2-13.

水口剛 2004 諸外国における CSR の動向と将来展望 法律時報, 76 卷 12 号, 27-33.

安江章吉 2009 岐阜県・東白川森林組合—地域全体を考えた団地組織と事業展開 志賀和人編著 森林の境界確認と団地化 全国林業改良普及協会, 140-175.

(受稿：2009 年 10 月 19 日 受理：2009 年 11 月 30 日)

引用文献

- 足達英一郎 2004 日本における CSR の現状と課題 法律時報, 76 卷 12 号, 34-39.
- 足立直樹 2008 生物多様性と企業活動—その関係と求められるもの— 環境研究, No.148, 59-65.
- 上田ゆかり 2008 企業の CSR 活動としての森づくり活動の現状と課題—東証一部上場企業を中心に— 林業経済学会 2008 年学会報告 林業経済学会.
- NPO 法人ユナイテッド・フィーチャー・プレス 2008 環境・CSR 経営世界ベスト 77 企業 オルタナ, No.7, Apr., 14-20.
- 王子製紙株式会社 <http://www.ojipaper.co.jp/envi/mori/sy-ayuurin.html>.
- 日本製紙株式会社 <http://www.np-g.com/csr/forest.html>.
- 加賀田和弘 2004 持続可能な経営とその評価 持続可能社会構築フロンティア 関西大学出版会, 35-50.
- 気候変動対策認証センター 2009/11/28 <http://www.4cj.org/index.html>.
- キリンビール株式会社 2009 キリンビール環境報告書 2008.
- 倉阪秀史 2008 環境政策論 第 2 版 信山社.
- 高知県文化環境部環境共生課 2009 森林を生かした高知県の地球温暖化対策 宮林茂幸編著 森林づくり活動の評価手法 全国林業改良普及協会, 150-161.
- 小林克己・宮林茂幸 2008 企業の社会的責任による森林管理の現状と課題 林業経済学会 2008 年度学会告.
- 小林紀之 2008 温暖化と森林 地球益を守る 日本林業調査会.
- 森林・林業基本政策研究会 2002 逐条解説 森林・林業基本法解説 大成出版社.
- 住友林業株式会社 2008 執行役員山林部長 三宅晨一氏インタビュー <http://eco.goo.ne.jp/business/keiei/keyperson/52-1.html>.
- 東洋経済新報社 2008 地球温暖化防止 日本企業の挑